

公立大学法人滋賀県立大学博士研究員規程

平成 25 年 7 月 2 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 157 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 17 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）の博士研究員に関し必要な事項を定めるものとする。

(博士研究員)

第 2 条 本学において博士の学位を取得した者で、その研究または活動が本学の学術研究の進展に貢献すると認められる者を、博士研究員として受け入れることができる。

(受入手続)

第 3 条 博士研究員を受け入れようとする学部および附属施設（以下「学部等」という。）の長は、当該学部等の教員人事に関する事項を審議する会議等において審査のうえ、博士研究員受入願（別記様式 1）により理事長に申請するものとする。

(承認)

第 4 条 理事長は、前条の申請が適当と認められるときは、受け入れを承認する。
2 理事長は、受け入れを承認したときは、博士研究員受入許可書（別記様式 2）を学部等の長を経由して受入責任者に送付するものとする。

(受入責任者)

第 5 条 博士研究員を受け入れる学部等は、所属教員の中から、受入責任者を置かなければならない。

(受入期間)

第 6 条 博士研究員の受入期間は、通算 3 年以内とし、延長は認めない。

(身分の取扱)

第 7 条 博士研究員と本学との間には、雇用関係は生じないものとする。
2 博士研究員には、給与、旅費、滞在費およびその他研究活動に要する経費は支給しない。

(施設の利用)

第 8 条 博士研究員は、本学の教育・研究に支障のない範囲内において、研究遂行上必要な施設、設備等を利用することができる。ただし、原則として研究室は措置しない。

(遵守義務)

第 9 条 博士研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(その他)

第 10 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 25 年 7 月 2 日から施行する。

別記様式1（第3条関係）

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 様

学部等の長
受入担当教員

印
印

博 士 研 究 員 受 入 願

下記の者を博士研究員として受け入れることを申請します。

記

フリガナ 氏 名		性 別	
		生年月日	年 月 日
現 住 所			
現 職			
最終学歴			
研究歴および 職歴の概要			
研究内容 (本学の学術研究の 進展に貢献すると認め られる事項を中心に)			
受入期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
教授会等審査日	年 月 日 承認済		
その他			

別記様式2（第4条関係）

博 士 研 究 員 受 入 許 可 書

年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学 理事長

年 月 日付けで申請のあった博士研究員の受け入れについては、下記
のとおり許可します。

記

フリガナ 氏 名		性 別	
		生年月日	年 月 日
受入期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
受入学部等 および受入教員			
研究事項			
備 考			